

# 今後の国会運営のあり方に関する提案

～ 政策を実現し国民の期待に応える「熟議の国会」のために ～

平成 23 年 1 月 18 日

民 主 党

4 年前の参議院選挙以降、国会は衆参のねじれがほぼ常態化し、この間、残念ながら、立法府として国民の期待に十分に答えられているとはいえない。しかし、このまま現在の状況が続けば、国会は国民から完全に見放され、国の将来を誤ることにもなりかねない。我々は、そういった強い危機感を抱いている。

我々も与党を経験し、野党時代の国会対応において、政策実現のための国会運営あるいは国政の円滑な推進といった観点から、適切とはいえない場面が少なからずあったと認識している。そのことは率直に認め、真摯に反省しなければならない。

その上で、我々は、政策を実現し国民の期待に応える「熟議の国会」のため、過去の与野党合意や申合せ、提言・答申等も踏まえ、以下 3 点を提案したい。どの政党が与党であれ、衆参のねじれは現在も、そして今後も起こり得る。そういう前提で、各党各会派で速やかに議論を行うことを切に求めたい。

## 1. 充実した国会審議と国益の両立

国益および外交上の観点から、総理や閣僚の国会出席義務を緩和し、海外出張を理由とする国会欠席について、弾力的に運用する。同時に、閣僚が国会に出席できない場合に、副大臣・政務官のもとで審議を行うことについて、柔軟に対応する。

また、政治家同士による充実した国会審議を実現するとともに、国家公務員の過剰な残業を是正するため、質問通告ルールの原則（前々日の正午）を徹底する。

## 2. 両院協議会のあり方の見直し

ねじれ国会のもとにあっても、国会の機能が十全に発揮されるために

は、新たな意思決定の仕組みが必要である。このため、両院協議会のあり方を見直す。

例えば、「協議案が出席協議委員の3分の2以上の多数で議決されたときに成案となる」と規定されている国会法 92 条を改正し、「過半数による議決」に緩和することや、衆参両院から 10 名ずつ選出される協議委員の構成について、各院議決の多数派で占められている現在の構成を見直し、各院の議席配分に応じた構成とすることを検討する。

### 3. 参議院の問責決議の位置付け

参議院の問責決議には法的効力はなく、また、内閣と国会の関係を定めた憲法の趣旨からいっても、総理が解散権を行使できない参議院によって、実質的に内閣の総辞職や閣僚の辞任が決められることは妥当とはいえない。

しかしながら、参議院の意思として、問責決議が持つ政治的意味は極めて重く、問責を受けた内閣あるいは閣僚が、これを真摯かつ謙虚に受け止めなければならないことは当然である。

したがって、憲法の趣旨を踏まえつつ、参議院の意思たる問責決議を最大限尊重する方途について、過去の先例も参考に、各党各会派で検討を行う。

以 上